

看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制

(1) 看護職員負担軽減及び処遇の改善に関する責任者を配置する。

責任者 院長 岡村 隆仁

(2) 看護職員の勤務状況（勤務時間、超勤勤務、有給取得率等）を把握して必要があれば提言を行い改善する

① 勤務時間

- ・週平均40時間以内
- ・勤続勤務5日以内
- ・勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握・指導

② 夜勤勤務

- ・明けの翌日は原則休み
- ・夜勤平均回数5回以内、但し夜勤専従者は除く

(3) 看護職員負担軽減のための多職種からなる*検討委員会の設置

「医師・看護職員負担軽減検討委員会」を設置し、
「看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画」を策定

(4) 「看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画」は、
病院ホームページに掲載並びに院内掲示（電子カルテ）を行い
公開・周知を図る

※【安全衛生委員会】

※【外来病棟運営会議】

※【運営会議】

*検討委員会

当面の間、検討委員会は設置せず「安全対策委員会」・「外来病棟運営会議」・「運営会議」で代替する。

(2) 看護職員の勤務状況

《2020年度》

	1人あたり週平均勤務時間		うち超勤勤務時間		有給取得率	
	時間	時間	時間	時間		
外 来	40.3	時間	0.3	時間	84.0	%
2階病棟	40.5	時間	0.5	時間	88.0	%
3階病棟	40.1	時間	0.1	時間	105.2	%
健 診	40.0	時間	0.0	時間	55.6	%
平 均	40.2	時間	0.2	時間	83.2	%

《2021年度》

	1人あたり週平均勤務時間		うち超勤勤務時間		有給取得率	
	時間	時間	時間	時間		
外 来	40.3	時間	0.3	時間	87.1	%
2階病棟	40.5	時間	0.5	時間	83.2	%
3階病棟	40.3	時間	0.3	時間	56.5	%
健 診	40.0	時間	0.0	時間	41.3	%
平 均	40.3	時間	0.3	時間	67.0	%

《2022年度》

	1人あたり週平均勤務時間		うち超勤勤務時間		有給取得率	
	時間	時間	時間	時間		
外 来	40.6	時間	0.6	時間	108.7	%
2階病棟	41.5	時間	1.5	時間	89.1	%
3階病棟	40.5	時間	0.5	時間	84.1	%
健 診	40.0	時間	0.0	時間	76.2	%
平 均	40.6	時間	0.6	時間	89.5	%

《2023年度》

	1人あたり週平均勤務時間		うち超勤勤務時間		有給取得率	
	時間	時間	時間	時間		
外 来		時間		時間		%
2階病棟		時間		時間		%
3階病棟		時間		時間		%
健 診		時間		時間		%
平 均		時間		時間		%

(3) 看護職員への負担軽減及び処遇改善に資する計画 (1/2)

■2023年度

項目	現状・課題	具体的な計画及び取り組み	進捗状況		備考
			2023年10月	2024年3月	
業務分担	薬剤科 院外処方体制を維持し、病棟での服薬指導、持参薬管理を担うことにより看護職員の負担を軽減する。	・入院時の持参薬の確認・管理	・継続中（実施できている） ・残された課題 点滴・注射薬の調剤 定数薬の管理		
		・中止・休薬の再調剤			
		・DI情報の定期提供			
		・薬剤管理指導の強化			
	地域連携室 退院後の生活相談並びに退院支援相談をMSWが担う。他医療機関との転入院並びに対診予約の調整を行うことで看護職員の負担を軽減する。	・点滴・注射薬の確認・管理	・継続中（実施できている）		
		・退院へ向けた相談支援業務			
		・地域の生活・介護支援業者の紹介業務			
リハビリ科 入院に伴うADL低下時の改善リハビリにより看護職の負担を軽減する。	・退院調整に関する業務	・継続中（実施できている）			
	・転院時の転院先医療機関との退院調整				
リハビリ科 入院患者の高齢化に伴い要介護者が増加、看護補助者と協力して看護師の負担を軽減する。	・セラピストのリハビリ活動内で体操を取り入れ、身体面に留意した指導援助を行う	・継続中（実施できている）			
	・セラピストの介入によるADL支援				
栄養科 患者の状態に合わせた食事形態や濃厚流動書の種類、量の提案で看護職員の負担を軽減する。	・病棟内でのリハビリ活動において、必要に応じて看護補助者に参加してもらい、患者の介助を行う。	・継続中（実施できている）			
	・リハビリ実施予定表で患者を明確化し、患者の招集、送迎を看護補助者と協力して行う。				
	・栄養治療実施計画の作成				
	・患者への栄養指導を実施				
臨床検査科 検体検査を業務委託していた経緯から検査技師の業務内容が限定的なままで抜本的な業務仕分けを行い看護職の負担を軽減する。	・食事形態、付加食等の相談業務	・継続中（実施できている）			
	・食事のオーダーリング入力・確認業務				
	・採血の実施				
事務部 コロナ禍により面会（特例面会・リモート面会）・洗濯物の受け渡し等、業務量が増えている。また感染対策用具等の準備についても積極的にサポートして看護職員の負担を軽減する。 入退院時の各種手続き、家族へのサポート、病棟業務で取り扱う書類の整備等、業務の合理化を図り看護職員の負担を軽減する。	・入院患者検査時の患者移送の介助	・残された課題 入院患者翌日の検体準備 外来患者の採血介入			
	・ベットサイドでの検査実施				
	・入院時に家族への入院説明・手続き				
	事務部 コロナ禍により面会（特例面会・リモート面会）・洗濯物の受け渡し等、業務量が増えている。また感染対策用具等の準備についても積極的にサポートして看護職員の負担を軽減する。 入退院時の各種手続き、家族へのサポート、病棟業務で取り扱う書類の整備等、業務の合理化を図り看護職員の負担を軽減する。	・入院セットの申し込み手続き及び支払い業務	・継続中（実施できている） ・残された課題 物品（SPD含む）搬送 病棟オリエンテーション 入院時書類確認と スキャン確認		
		・入院患者の預り金及び貴重品の管理			
		・物品の購入及び管理			
		・診療関係各種記録の作成			
		・毎月の病棟勤務表管理			
		・来院者の健康チェック			
		・リモート面会時のPCセッティング			
・面会制限時における、荷物の中継保管管理					
・各種ワクチン接種業務統括					

(3) 看護職員への負担軽減及び処遇改善に資する計画 (2/2)

■2023年度

項目	現状・課題	具体的な計画及び取り組み	進捗状況		備考	
			2023年10月	2024年3月		
病棟勤務体制の調整	業務量の調整	・勤務時間、時間外勤務、有給所得率を把握し、改善が必要な部署・職員に対し指導を行う。	・継続中（実施できている）			
		・有給休暇の取得が進んでいない職員には本人・科長に連絡し、取得を促す。	・継続中（実施できている）			
	看護補助者の配置	・要介助者の多い病棟に看護補助者を厚く配置する	・欠員状況（求人中）			
	多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入を図り看護職員の負担を軽減する	・労力が掛かる時間帯に看護職員配置を厚くするための特別な勤務形態を活用する。	・早出・遅出及び短時間		
				・パートタイマーの採用 ・プラチナナースの採用		
夜間配置人数	夜間従事者の適切な配置・増員を図り、個々にかかる負担を軽減する。	・深夜帯における配置人員について、病棟種別を考慮して行う	・急性期：Nr3名、助手1名 ・回復期：Nr2名、助手1名			
2交代勤務	適切な休息時間を確保し、夜勤負担の軽減を図る。	・2時間の仮眠時間を設ける。 ・夜勤明けの翌日を休日とする。	・継続中（実施できている）			
妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮	夜勤の減免制度	・当該職員の申し出により、夜勤を免除する。	・継続中（実施できている）			
	所定外労働の免除	・当該職員の申し出により、所定外労働を免除する。	・継続中（実施できている）			
	時間外労働の制限	・当該職員の申し出により、時間外労働を免除する。	・継続中（実施できている）			
	半日・時間単位休暇制度	・有給休暇について、半日単位・時間単位で取得可能。	・継続中（実施できている）			
	所定労働時間の短縮	・当該労働時間の申し出により、所定労働時間の短縮措置を講じる。（原則2時間以内）	・継続中（実施できている）			
	子の看護休暇 介護休暇	・当該職員の申し出により、家族の人数によって年間最大10日取得できる。時間単位の取得も可能。	・継続中（実施できている）			
	他部署等への配置転換	・当該職員の要望や勤務可能時間に配慮した配置転換を行う。	・継続中（実施できている）			
	復職後の職務	・スムーズな職場復帰が行えるよう、原則として休業直前の部署及び職務に戻る体制を整備する。	・継続中（実施できている）			

京都からすま病院 医師・看護職員負担軽減検討委員会規程

(趣旨)

第1条 京都からすま病院に、医師、看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する事項を審議するため京都からすま病院医師・看護職員負担軽減検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 医師、看護職員の負担軽減計画の策定に関すること。
- (2) 医師、看護職員の負担軽減及び処遇改善計画の実行に関すること。
- (3) 医師、看護職員の負担軽減及び処遇改善計画の進捗確認、評価に関すること。
- (4) その他医師、看護職員の負担軽減及び処遇改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 院長が指名する者 1名
- (2) 内科系診療科医師 1名
- (3) 外科系診療科医師 1名
- (4) 看護部長
- (5) 総務課長
- (6) 医事課長
- (7) その他院長が必要と認めた者 若干名

2 前項第2号、第3号及び第7号の委員は、院長が指名する。

(任期)

(定足数及び議決)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(医師事務作業補助向上部会)

第8条 委員会に、医師事務作業補助に関する具体的な検討を行うため、医師事務作業補助向上部会を置く。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 委員会は、当面の間、「安全衛生委員会」・「外来病棟運営会議」・「運営会議」で代替する。